

第1章 平成24年度の主な出来事

特集1 飯田市再生可能エネルギー導入による持続可能な地域づくり条例を制定しました

平成25年4月1日より「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」が施行されました。その概要をご紹介します。

1 条例制定の背景

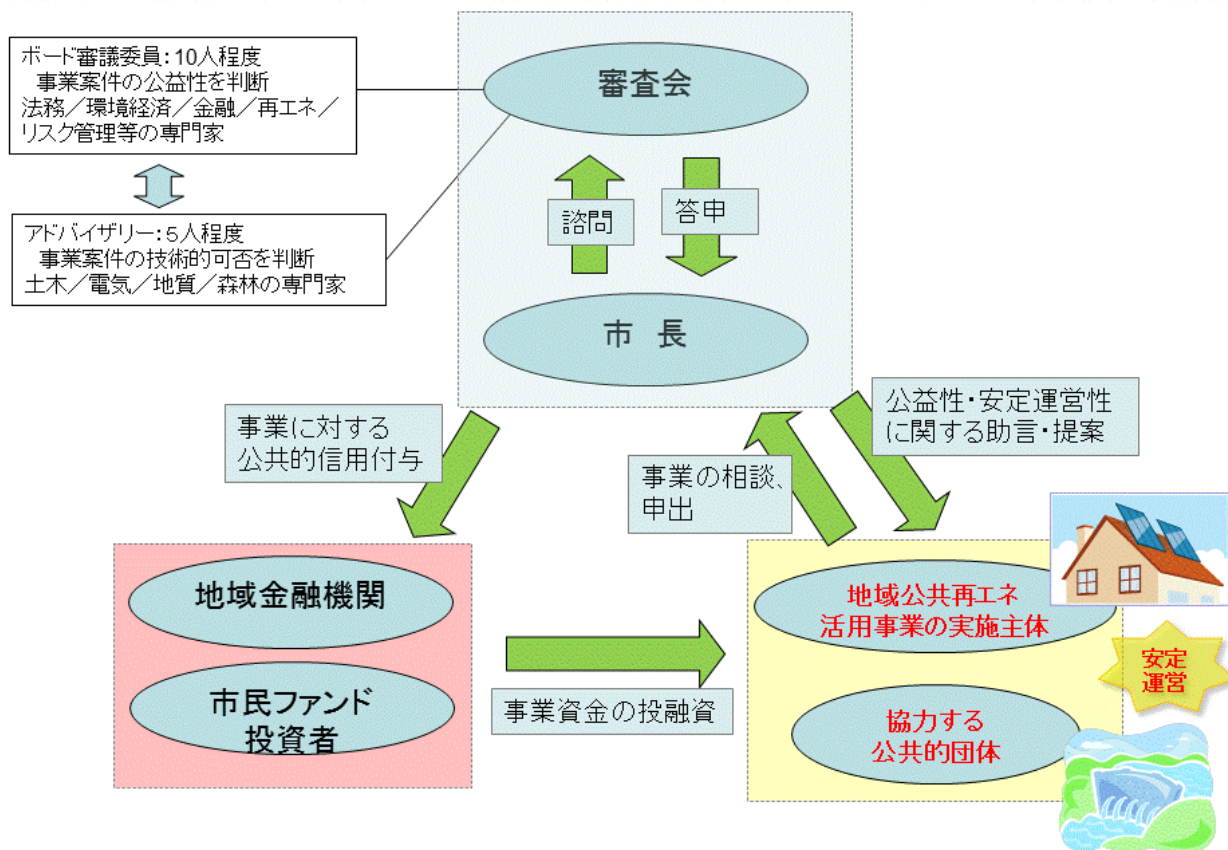
飯田市は太陽や森、水といった自然資源に恵まれており、こうした資源を活かして電気や熱などのエネルギーを作り出すことに適しています。そんな中、平成24年7月から、自然資源を利用して発電した電力を、一定価格で20年間にわたって電力会社が買い取る制度が始まりました。

そこで飯田市は、市内外から専門家を集めこの制度を活かした街づくりの在り方について1年間、検討してきました。この検討の結果、飯田市の特徴である住民の「結い」の力を活かし、住民が自ら地元の自然資源を使って発電して、その売電収益を、住みやすい地域づくりのために利用していくのが良いだろうという結論にいたりしました。

そこで、その活動を下図の様に支援するための条例を、平成25年4月1日に施行しました。

2 条例の内容・支援の流れ

地域公共再生可能エネルギー活用事業の概要



(1) 地区住民で話し合い、市に事業の相談をする（図の右下）

この条例を利用するには、住民のみなさんが合意により、事業の実施主体となる必要があります。

そのため、どのような事業をするのか、目的、地域の課題、事業をするにあたっての役割分担について、話し合い計画の原案を作りましょう。

また、計画に協力してくれる企業やNPOが居ないか探してみましょう。

(2) 審査会（アドバイザー）による審査（助言）（図の上部）

住民の皆さんによる計画の原案が出来ると、飯田市や、この条例によってできた飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会の方から、アドバイスを受けることができます。

アドバイスを受けながら、事業計画を練り上げ、みんなの役に立ち、きちんと続けられる計画を作り上げましょう。計画が出来上がり、審査を通ると、市の支援事業に認定されます。

3 市の支援事業に認定されると？

市の支援事業に認定されると次の様なメリットがあると考えられます。

(1) 市の支援事業になると、銀行や市民ファンドからのお金が調達しやすくなります。（図の左下）

(2) 再生可能エネルギーを利用した発電事業では、河の流量などの調査が必要になる場合がありますが、市の支援事業になると、その調査費用を無利子で借りることができます。

(3) 市の持っている建物の屋根等を利用した事業を行うことができます。



飯田市では、このように住民の方々による再生可能エネルギーを利用した地域づくりを支援する仕組みを設けました。

平成 25 年度からは、この条例を利用した、地域の方による再生可能エネルギーを利用した事業が始まることでしょう。

これにより、それぞれの地域は独自の財源を得ることができ、自分たちの目指す地域づくりのために活用することが出来るようになることを目指しています。

特集2 南アルプスの保全と活用を進めましょう

1 南アルプスについて

南アルプスは、日本を代表する山岳地域の一つで、3,000級の山々が13座連なっています。

国内でも屈指の多雨多湿地帯で、麓から3,000mの高山帯まで多様な気候帯が広がっています。そこでは、高山植物から、紅葉落葉樹までが生える広大な森林が残っており、生物多様性に富んだ自然環境となっています。

飯田市と近隣市町村の境界付近は、南アルプスの最南端で、聖岳（3013m）、上河内岳（2803m）、茶臼岳（2604m）、光岳（2591m）などがあります。

2 南アルプスの保全から活用へ

南アルプス地域は1964（昭和39）年に国立公園に指定されており、自然環境が保全されてきました。しかし、シカの食害が高山帯の植物に及ぶなど生態系への影響が懸念されてきています。

一方、南アルプス周辺の交通環境は、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の整備など、大きな変化の時代を迎えようとしており、交通アクセスの改善とともに来訪者の増加も予想されます。

飯田市や近隣の市町村では、この優れた自然環境の保全をはかりつつ、持続可能な利活用をすべく取組みを進めています。



3 南アルプス（中央構造線エリア）ジオパークの認定

平成20年に南アルプスは日本ジオパークに認定されました。ジオパークとは、地球活動の遺産を見どころとする自然の中の公園です。

南アルプスエリアは、地質的に非常に特異な地域です。関東から九州まで続く大断層、中央構造線が南北に走り、その東西で全く違った岩石が分布しています。

飯田市内の上村、南信濃地区では、中央構造線の西側の湧水は軟水なのですが、東側になると日本では珍しい硬度255.5の硬水、観音霊水を含む硬水が湧いており、地下の構造が大きく違うことを実感できます。

現在は、山中に湧き出る天然の塩水を活かした、ふぐの養殖なども始められています。



4 ユネスコエコパーク登録を目指して

飯田市を含む南アルプス周辺の10の市町村では、現在、ユネスコエコパークへの登録を目指した取組みを進めています。

ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とし、ユネスコの実施している事業です。

ユネスコエコパークは、下図の様な役割の異なった3つの地域から構成されます。



南アルプス地域では、国立公園を中心としたエリアがコアゾーンとなり、その周辺がバッファゾーンとして、保全と活用の調和が目指されます。

飯田市の上村や南信濃といった地域には、南アルプスの豊かな自然、霜月祭りに代表される独自の風土があり、自然と文化の調和というユネスコエコパークの理念にあう地域と言えるでしょう。

また、南アルプスユネスコエコパークとなることは、ブランドなど付加価値の向上による、農業や観光業への好影響も期待されます。



特集3 飯田市環境保全条例を改正しました

平成25年3月25日に飯田市環境保全条例が改正されました。その概要をお知らせします。

1 環境保全条例改正の背景

全国各地に、家電製品を始めとする使用済み物品等が屋外に積まれている場所があります。これに対しては、地域住民から安全面や、雨水の浸透による環境汚染が発生するのではないかとという懸念が寄せられています。

そこで飯田市では、環境保全条例を改正し、屋外堆積のルールを設けるとともに、事業者と住民の相互理解を進めるための仕組みを設けました。

2 改正のポイント

(1) 屋外堆積を行う際の届出の義務化

- ・屋外に使用済み物品を堆積する事業者は、あらかじめ市へ届出を行う必要があります。そして、届出後、許可がでるか60日経過するまで、堆積することはできません。
- ・これに違反した場合には、30万円以下の罰金に処されます。

(2) 地域説明会の開催

- ・事業者より、市に届け出があると、地元の地域協議会へと伝えられます。
- ・地元の協議会は、事業者が地域説明会の開催するように要請することができます。
- ・正当な要請の場合、事業者は2週間以内に説明会を開催する必要があります。

(3) 屋外堆積の基準の設置と指導措置

- ・屋外堆積を行う事業者に対しての堆積の仕方や、環境汚染防止に関する基準を設けました。
- ・これに基づき、市は立ち入り検査や指導、勧告を行うことが出来ます。また、事業者の報告を求めることも出来ます。
- ・環境汚染が懸念される際の市の指導に従わない場合には、事業者名が公表されます。

(4) 事故時の対応

- ・屋外堆積が基で事故が起こった場合、事業者は市に報告をし、直ちに被害拡大を防止するための措置を取る必要があります。
- ・これに違反すると6ヶ月以内の懲役又は50万円以下の罰金処分となります。

この条例改正は、屋外堆積のルールが明確化し、環境汚染の防止を図ると共に、事業者と住民の相互理解が進み、地域住民の不安を解消するためのものです。

屋外堆積の在り方にも変化が表れてくるのではないかと期待されます。